

VTuber を活用したいわての魅力プロモーション業務

業務仕様書

令和 6 年 2 月
岩 手 県

業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「VTuber を活用したいわでの魅力プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

岩手県外の若者（10代後半～30代）を主なターゲットとして、バーチャル技術を活用した動画コンテンツ（いわゆる「VTuber 動画」）を制作・配信することにより、本県の観光地や文化、すばらしい自然、高品質で安全安心な農林水産物、各地で伝承される伝統芸能や伝統工芸、実直で勤勉な人材など、岩手県の多彩な魅力を発信し、「岩手ファン」（※）の拡大を図る。

※「岩手ファン」とは、岩手県の観光、物産又は文化等に関心をもち、岩手県の交流人口、関係人口さらに定住人口になりうる人

(2) 業務概要

- ア 岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」（以下『岩手さちこ』という。）を活用した動画の制作・配信
- イ 岩手さちこの新規イラストの制作
- ウ 「岩手さちこ」の X アカウント (@iwate_vtuber) の運営
- エ その他、「岩手さちこ」の認知度を上げ、上記アの動画の視聴者数を増やすためのプロモーション

2 業務内容（仕様）

(1) 全体企画

主に県外の若者への「岩手さちこ」の露出を高めながら、「岩手ファン」の拡大を図ることを目的とし、制作スケジュール、Xとの連動、各種プロモーション等を踏まえた1年間の全体企画を実施すること。

(2) 「岩手さちこ」の動画の制作・配信

- ア 動画は、委託契約期間内に8本以上制作し、岩手さちこの YouTube 公式アカウントで配信すること。動画公開後は、視聴動向を踏まえ、以降の動画のテーマ、進行台本、配信スケジュールに反映すること。
- イ 制作にあたっては、下記の表の内容を踏まえること。また、岩手県の魅力に触れつつ、動画や SNS のトレンドに合わせ、若者に訴求力のある内容とすること。動画のテーマ、進行台本、配信スケジュールは、県と協議の上決定すること。

テーマ	本数	動画尺
「みちのく潮風トレイル」等の自然コンテンツ	3本以上	KPIの再生時間に留意すること
秋季観光キャンペーン	1本以上	KPIの再生時間に留意すること なお、秋季観光キャンペーンの内容は、調整中であること
委託候補者からの提案によるテーマ	2本以上	30分以上とすること（生配信や音声コンテンツとしても構わない）
委託候補者からの提案によるテーマ	2本以上	KPIの再生時間に留意すること

ウ 岩手さちこ YouTube 公式アカウントにおける動画へのコメントは公開することとし、寄せられたコメントにはグッドボタンを返すなど、必要に応じて県と協議しながら対応すること。

《留意事項》

- ・ 「岩手さちこ」のキャラクターボイス
キャラクターボイスは、岩手県出身の声優「佐々木 未来 氏」とすること。
- ・ 「岩手さちこ」の3Dモデル等
3Dモデルは「.vrm」形式とし、契約締結後、県からデータを提供する。
なお、3Dモデルの使用は必須ではなく、2Dモデルを制作し、3Dモデルに換えて使用しても構わないが、モデル制作の際の費用は、委託費内で収めること。
- ・ 動画作成に関して、使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。
- ・ 本業務により作成された資料や3D、2Dモデル等に係る著作権は、業務委託契約に基づき受託者から県に移転するものとする。
- ・ YouTube のアカウントは、県が保有するものとする。

(3) 「岩手さちこ」の新規イラスト等の制作

ア 県の観光施策等に合致するイラストを5パターン以上作成すること。また、岩手さちこのイラストを用いたクリアファイル等のノベルティグッズを県に納品すること。

《留意事項》

- ・ 「岩手さちこ」のイラストレーター
イラストレーターは、県が指定する。
- ・ イラスト作成に関して、係る著作権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。また、本業務により作成された資料等に係る著作権は、業務委託契約に基づき受託者から県に移転するものとする。
- ・ ノベルティグッズの作成にあたっては、県のイベント等において配布することに留意すること。

イ イラストのテーマや公開スケジュール、ノベルティグッズの内容は、県と協議の上決定すること。

(4) 「岩手さちこ」のXアカウントの運営

- ア 「岩手さちこ」のXアカウントを運営し、動画配信と連動した効果的な情報等を頻度良く発信しながら、フォロワー数の向上に努めること。
- イ 配信頻度は、概ね1か月に15回以上配信すること。
- ウ 配信にあたっては、写真や動画などを含めること。
- エ 投稿内容の方向性は、県と協議の上決定すること。

《留意事項》

- ・ 投稿に使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。
- ・ Xのアカウントは、県が保有するものとする。

(5) プロモーションの展開（パブリシティや SNS、Web 広告との連動など）【自由提案】

事業目的達成や「岩手さちこ」の認知度及び制作・配信した動画の視聴回数向上のための展開について、予算額の範囲内であり、実施可能性を十分考慮したものを提案すること。

(6) 事業実施効果の測定及び報告

ア KPI

項目	現状（令和5年度実績）	KPI
YouTube年間動画再生時間	約860時間	3000時間以上

イ 事業評価及び報告

KPIについて、定期的に測定すること。また、事業完了時に事業実施内容及びその効果の評価し、報告すること。

(7) その他

動画配信及びXアカウントの運営に当たり、不具合等が生じた場合には、受託者の負担により速やかに修正すること。

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書

6部（正本1部、副本5部）

イ サンプル動画

1本（「.mp4」ファイルとし、おって定める方法により提出）

ウ 費用積算内訳書

6部（正本1部、副本5部）

(2) 企画提案書の作成について

参加者は、「1 業務の概要」を踏まえ、「2 業務内容（仕様）」に沿った内容で、以下の項目を含む企画提案書を作成すること。

企画提案書はA4の用紙に記載し、表紙及び目次を含め概ね20枚以内（片面）とする。文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

- ア 企画実施のコンセプト・全体イメージ
- イ 具体的実施方法

- (7) 「岩手さちこ」の動画の制作・配信
 - ・ みちのく潮風トレイル等の自然コンテンツをテーマにした YouTube 動画の構成イメージ
 - ・ YouTube 向けコンテンツ（30 分以上）の構成イメージ
《トピック例》（下記以外の案でも構わない）
生配信、音声配信等
- (イ) X アカウントの運営
岩手さちこの日常を伝えるポストイメージを提案すること。
- (ウ) プロモーションの展開【自由提案】
事業目的達成や岩手さちこの認知度及び動画視聴回数向上のための展開手法について提案すること。
- ウ 業務実施全体スケジュール
- エ 業務実施体制（参考様式）
- (3) サンプル動画の作成について**
類似事業の実績を把握するために、バーチャル YouTuber のサンプル動画（1 分程度）を提供すること。なお、既存の動画でも構わない。
- (4) 費用積算内訳書の作成について**
 - ア 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。
 - イ 費用積算内訳書は、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。
- (5) その他留意事項**
 - ア 提案は、全て企画提案書に記載すること。
 - イ 参加者は、複数の提案を行なうことはできないものとする。
 - ウ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
 - エ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
 - オ 企画提案書は A4 版とすること。なお、縦・横の指定はしないものとする。
- (6) 主な審査項目、審査観点及び配点について**
 - ア 露出効果
県外に岩手さちこの露出を高める提案となっているか。
 - イ 動画の制作・配信
 - ・ 主なターゲット（県外の若者）に訴求できる動画イメージとなっているか。
 - ・ 動画の制作の技術レベルは適切か。
 - ・ KPI 達成に向けて具体的な提案となっているか。
 - ウ X の運営
 - ・ ポストイメージは、フォロワー数向上のための工夫がなされた提案となっているか。
 - ・ キャラクター性を保ちながら、岩手県の魅力を発信するイメージとなっているか。また、キャラクター性が明確であるか。

エ プロモーションの展開（自由提案）

- ・ 事業実施効果を最大化するために適切な展開手法が提案されているか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者で協議の上、定める。

また、この業務において取得した備品（岩手県物品管理（昭和 42 年 3 月 28 日規則第 18 号）第 6 条に定める備品）については、業務終了後、県に帰属する。

(4) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

- ア 受託者は、県に対し、動画及びツイート等が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- イ 受託者は、県に対し、動画及びツイート等が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。万一、動画及びツイート等に関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、県に対して、一切の迷惑をかけないものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(7) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から5年間保存すること。

(8) 委託金額の積算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額とすること。

(9) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。

5 業務引継ぎの実施

本契約の終了に伴い、受託者が変更になる場合において、受託者は、新たな受託者に対し、十分な引継ぎを行うこと。